

## 豊橋市緑の基本計画（仮称）検討委員会設置要綱

### （設置）

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「緑の基本計画」という。）を定めるため、豊橋市緑の基本計画（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 豊橋市緑の基本計画（仮称）の検討に関し、調査、検討及び審議を行うこと。
- （2） 前号のほか豊橋市緑の基本計画（仮称）の検討に必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は、外部有識者等をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 各種団体を代表する者
- （3） 市内の大学から選出された学生
- （4） 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 第1項に規定する者のほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

### （委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長を務める。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### （守秘義務）

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も

同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画部公園緑地課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年8月21日から施行する。
- 2 この要綱は、豊橋市緑の基本計画（仮称）が策定されたときに、その効力を失う。